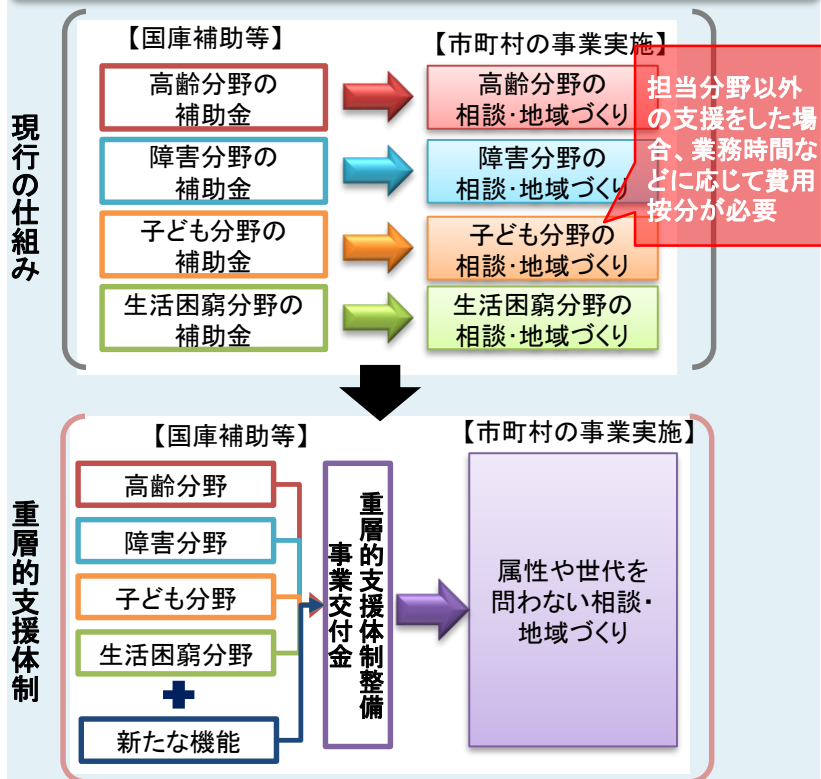


地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法に基づく新たな事業・交付金の創設

- 先般の社会福祉法改正において、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた「**重層的支援体制整備事業**」を創設。(令和3年4月施行) ※ 実施を希望する自治体の手上げ方式
- 市町村が創意工夫をもって円滑に体制整備に取り組めるよう、従来、**分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業への補助を、「重層的支援体制整備事業交付金」として一体的に交付**することとする。新事業への移行を促す観点から、交付金の算定は、市町村における現在の取組状況を反映できるような方法により行う。

交付金の概要図



【新たな機能】

・多機関協働、アウトリーチによる継続的支援、参加支援

【相談・地域づくり】

・地域包括支援センター運営事業、障害者相談支援事業、利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援事業
 ・一般介護予防事業の一部(通いの場)、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業 等

交付金の算定方法

政令にて規定

- ・既存各補助金の補助率を維持し、**総事業費のうち、各分野の事業費に相当する額を算定した上で、従前の各補助金の補助割合に応じて交付額を算定**する。
- ・各分野の事業費の算定については、詳細な経理区分などの業務負担等为了避免のため、**簡便な方法とする**。
- ・具体的には、**各市町村の新事業開始年度の前々年度(直近の決算状況)における各補助金のシェア(按分率)に応じて算定**する。

【n-2年度(事業開始年度の前々年度)の実績額】

按分率	
介護	50%
障害	10%
子ども	25%
困窮	15%

総事業費
1000万

【事業実施年度】

国庫補助率	
介護相当	500万 × 38.5%
障害相当	100万 × 50%
子ども相当	250万 × 33.3%
困窮相当	150万 × 75%

交付額

- ・次年度以降の交付額の算定にも、**事業開始前々年度実績に基づいた按分率を用いるが、**
 - ① 特定の年度(検証対象年度)毎に、**事業実施状況を検証し、事業実態と按分率との間に一定の乖離が生じる場合に、按分率を補正**することとし、
 - ② 特定の相談支援機関など拠点の**開設・廃止が生じる場合には、按分率の補正は行わず、事業費に影響額を加算・減算する等により算定**することとした。